**要　望　項　目**

**１、コロナウィルス対策について**

**ア）PCR検査を実施できる医療機関はまだまだ少なく、今後の感染拡大の第2波・3波に備えて実施医療機関の拡大を図ること。**

言葉での不調がなかなか伝えることが難しい利用者の方がコロナに感染すると大規模な感染拡大につながる恐れがあります。6月2日付で、唾液を用いたPCR検査のみを行う医療機関の要件などが全国に通知され、都道府県等が認めた医療機関が実施するとあります。患者の負担だけでなく検体採取機関の感染防御の負担も大幅な軽減が期待されると思われることから、実施医療機関の拡大と福祉事業所への一層の周知をおこなうこと。

**イ）感染症の流行や災害の際に物資の不足の為に利用者を危険にさらさない為にも、地域活動支援センターのメニュー事業及び個別給付事業の地域生活サポート事業のメニューの中に物資の備蓄整備を設けること。**

国からの支援策は障害福祉サービス事業所に限られることが多く、地域活動支援センターは取り残される傾向があります（特に衛生用品等の物資の配布）。同じように支援をしている地域活動支援センターを取りこぼさないよう、市町村に対して周知すること。また、今回のような感染症の流行に対する備品の備蓄や災害に対する物品の備蓄を運営費の中から捻出することは難しいのが現状です。備蓄品は一度用意したら良いのではなく、必要なときに的確に活用できるよう、定期的に使用点検する事の重要性をコロナ禍の中で学びました。助成金等の活用は積極的にしておりますが、確実に約束されたものではなく、利用者の安全を担保する事業計画が立てづらい現実があることから、メニュー補助に物資の備蓄整備を設けること。

ウ）**利用者の送迎に関して以下の３項目を検討すること。**

感染予防の観点から今までの公共交通機関の使用を控え、事業所での送迎を開始した（増やした）が、現在の報酬体系では日中支援に加えて送り迎えを実施する事は、少ない職員数ではかなりの負担を生じます。

1. 通所援護事業として市町村独自の交通費助成（半年の通所方法で一番多い手段を採用する）の制度があるが、バスや電車で通所していた方が、感染状況に応じて短期的に送迎に切り替えた場合、事業所は送迎加算を請求できない仕組みとなっております。一定期間、双方の申請請求が認められるよう、検討を実施すること。
2. 地域活動支援センターのメニュー事業及び地域生活サポート事業に送迎に関する補助を設けること。
3. 就労継続支援B型の国の送迎加算の要件は以下の２項目がありますが、要件を満たさない場合は請求できない仕組みとなっております。市町村が必要と認めた場合は以下のように幅を持たせて読み込み、実情に応じた支援策がとれるようにすること。

・「一回の送迎が平均１０人以上」**→**「一回の送迎がおおむね１０人程度」

・「週３回以上実施している」**→**「必要に応じて実施している」

**エ）就労継続支援B型事業所を2017年までの定員規模別の報酬単価に戻すよう、国に働きかけること。**

就労継続支援B型事業所は、非常事態宣言等により、メインとしてきた下請けの仕事が全くなくなり、製品販売をする機会もなくなりました。様々な工夫をして作業収入の確保に努めていますが、工賃の支払いに苦慮しています。そのような状況の中、支払工賃額によって報酬単価を区分する制度には無理が生じていると言わざるを得ません。あわせて、就労継続支援B型事業所は単に「作業収入を稼ぐ」ことに重点が置かれ、障がい者にとっての「はたらく喜び」や「はたらく権利」といったニーズが置き去りにされている状況があることから、定員規模別の報酬単価に戻すこと。

　**オ）「新しい生活様式」の具体的な形態を提示（例示）すること。**

「新しい生活様式」として、コロナウィルスに対して感染防止に気を付けながら日常生活を営む方針に政府はシフトしたと思われます。しかしこれまで営んできた日常生活からの変化にすぐには対応できない知的障害、発達障害の方も多くいます。彼らの実態を踏まえて彼ら向けの「新しい生活様式」の具体的な形態を提示（例示）していただきたい。

**２、県立施設の役割について**

　　　県立施設を考えるときに、施設そのものが果たす機能や役割も当然大事ですが、施設の中だけで考えるのではなく、利用者の地域での暮らしを意識した支援を行っていくためにも地域の社会資源とどう連携していくかを考えていくのかが大切になってくると思います。それと共に県行政としてどの様にその施設に関わっていくかを議論することも同時に進めていくべきだと考えます。地域支援の拠点として県行政として積極的に現場に関わり、地域で生活する障がい者の方々の視点に寄り添った施設運営の再構築を目指して頂きたいと思います。